

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都港区六本木七丁目15番14号
 氏 名 株式会社山一商事
 代表取締役 松本 大輔



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷俊人



許可の年月日 令和3年12月3日

許可の有効年月日 令和10年10月21日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

埋立てによる最終処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入し又は付着した固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要となったもの。以下同じ。）を除く。）、イ ゴムくず、ウ 金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装を除く。）、エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び廃容器包装を除く。）、オ がれき類、カ 平成18年環境省告示第105号に定める産業廃棄物に適合するもの。

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（これらのうちア、エ、オ、については石綿含有産業廃棄物を含む。）

（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供する全ての施設
許可証別紙 1のとおり

この許可証写しは、インターネット上の
情報公開を目的として掲載したものです。
上記以外の目的の為の再複写を禁じます。

3. 許可の条件
許可証別紙 2のとおり

株式会社 山一商事

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和61年9月22日 新規許可

平成26年10月22日 更新許可

令和3年2月26日 変更届（役員の変更）

令和3年12月3日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 審・無

以下余白

許可証別紙

1 事業の用に供する全ての施設（最終処分に係るもの）

(1) 種類：産業廃棄物最終処分場（安定型）

(2) 設置場所：千葉県成田市芝字椎ノ木2058番1, 2058番6, 2058番7,
 2058番8, 2058番16, 2063番,
 2064番1, 2064番2, 2065番1,
 2065番2, 2065番3,
 2066番1の一部, 2066番2,
 2067番1, 2094番12,
 2094番15, 2094番16,
 津富浦字赤松セ1373番, 1374番, 1376番14,
 津富浦字稻荷後499番, 500番1, 500番2, 501番,
 502番2, 502番4, 506番, 507番,
 津富浦字樅山513番2,
 津富浦字カシ山498番の一部, 498番2の一部

(3) 設置年月日：変更許可 平成22年6月4日 第22-ロ-変-1

(4) 埋立面積： 87, 717 m²(5) 埋立容量： 2, 062, 025 m³

2 許可の条件（最終処分に係るもの）

(1) 土えん堤の築造に当たっては、地下水の状況や基礎地盤及び盛土材料の性状を十分に把握し、適切な施工を行うこと。

(2) 新たに築堤した土えん堤は、事前に自主検査を実施した上で、その結果を県へ報告し、確認検査を受けること。

(3) 産業廃棄物の1層の埋立厚は2.0メートル以下とし、各層間に0.5メートル以上の中間覆土を行うこと。また、1.0メートル以上の最終覆土を行うこと。
 なお、中間覆土及び最終覆土は、整地・転圧し、自主検査を実施した上で、その結果を県へ報告し、各層ごとの覆土厚及び施工高について、確認検査を受けること。

(4) 粉じんの飛散防止のため、風速のモニタリングを行い、必要に応じて適切な対策を講ずること。

(5) 周辺民家や隣地の地下水の水質に影響が及ばないよう、地下水及び浸透水の水質を監視すること。

(6) 廃棄物の受入に当たっては、性状確認や展開検査の徹底等の維持管理規定を遵守し、各管理記録を常時確認できるよう整理・保管すること。

(7) 作業は、日曜・祝日を除く午前8時から午後5時までの間に行うこと。

以下余白